○農林水産省告示第四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年一月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

香川県高松市塩江町安原上字芦川一五七五の一、一五七五の四、一五七五の一五、塩江町上西乙字城原一一九九の一、一一九九の六、一一九九の九、一一九九の一一、一一九九の一五、西植田町字下森本二六五八、二六六五の一、字中谷三七〇一の一、三七〇二の一、三七〇二の二、字奥中谷五九七八の二、五九九九六（次の図に示す部分に限る。）、五九九八の一、六〇〇三の二、六〇一三の一、六〇一三の五、六〇一七の一、六〇二三の一から六〇二三の三まで、字西奥中谷六〇五六の一・六〇六〇の三・六〇六〇の一六・六〇六〇の二六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、六〇八六の一、牟礼町牟礼字源氏一六五二の六から一六五二の八まで、一六五三、一六五六の一、一六五六の六、一六五七の一、一六五七の二、一六五八の一、一六五八の二、丸亀市広島町江の浦字西の手一七五二から一七五四まで、一七六六から一七七二まで、一七七八、一七八〇、字大戸二五〇九、二五一〇、二五二六、二五二七、二五三〇、二五三三、二五四二から二五四六まで、二五四九、二五五〇、本島町生ノ浜字延崎一六九の一、一七〇、二五五から二六〇まで、二六三から二六九まで、字浦内二九五、二九八、三〇七、三〇八、三九五、善通寺市善通寺町字上ミ三六四九の八、三六四九の一三、三六五四、字程坂三六八一の四二（次の図に示す部分に限る。）、三六八一の五五、観音寺市粟井町字柳谷三五二七、三五二九、三五三〇、字大飛三五四一の一、字坂瀬四六五一の一、四六五二の一、字上坂瀬四六六一の一、四六六一の二、四六六一の二〇から四六六一の二三まで、大野原町海老済字岩谷乙一二（次の図に示す部分に限る。）、大野原町有木字ショウガ谷乙一六六の一（次の図に示す部分に限る。）、字唐谷乙一七九・乙一八二・乙一八三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、大野原町井関字有松乙二二二の二、大野原町田野々字南谷乙二四〇の一、字栄谷乙二八一の三、大野原町丸井字西間谷一九七四の一、一九七四の四（次の図に示す部分に限る。）、一九七四の四七から一九七四の四九まで、一九七四の五二・二二三五の四一・二二三五の四二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、豊浜町箕浦字井モ坪乙二五の一、乙二六の一、乙二七、字八ヶ峯乙三二の一（次の図に示す部分に限る。）、乙三二の一八（国有林）、字土釜乙三四の三（次の図に示す部分に限る。）、字小家谷乙三五の一（次の図に示す部分に限る。）、字小ダ尾乙三六の一（次の図に示す部分に限る。）、乙三六の三（国有林）、字魔谷乙三七（次の図に示す部分に限る。）、さぬき市鴨部字六番二四四五の一から二四四五の一〇まで、字西山二四五五の一、二四五七の一、二八二〇の一、二八二〇の四（国有林）、字池ノ内二八二四の六、二八二四の七、二八二五、二八二八、二八二九の一、二八二九の二、字深谷五一〇四の一、五一〇五の一、寒川町石田東字板ノ尾甲三〇六六、字越太尾甲三〇六八、字長尾谷甲三一四二の一、甲三一四七の一、甲三一四七の四、甲三一四七の五、字切池甲三二七九、甲三二八〇の二から甲三二八〇の六まで、昭和字白羽六一三六の一、乙三一の一、乙三一の二、乙三一の四、乙一〇四の一、乙一〇四の三、乙一二一の一、乙一二一の四、乙一二一の一二、乙一二四から乙一二七まで、乙一三〇、乙二〇〇の二、乙二〇〇の四から乙二〇一の六まで、多和兼割七三の一、七三の七、七三の二四、七三の三三から七三の三七まで、七三の四三、七三の四四、七三の五九、七三の六〇、七三の六六（国有林）、八七の一、八七の一三から八七の一五まで、二三三の五（次の図に示す部分に限る。）、賞谷二〇三の一、二三七の二、二三七の六、二四一、二四三の三、前山字砂古田四〇一の一、四〇一の二、大川町富田中字南柴谷五九〇の一、五九〇の二、五九一の一から五九一の四まで、五九二、五九五、五九六、五九九の二、六〇三の一、六〇三の二、六〇四（次の図に示す部分に限る。）、六三一の一、六三二、六三三の一から六三三の三まで、六三五、六三六、六三八、六三九の一、大川町田面字寺尾七八九、七九〇の一、字銀杏股二九五三の一、二九八二、東かがわ市五名字藤ヶ野二四三の一から二四三の三まで、字口船二六三の一、二六三の二、字サガシ二六九の一、三一五の一、三一五の三、字西ノ尾一〇九三の一、一〇九三の四、一〇九三の五、字下堂床一一〇五の一、一一〇五の八、字尾鼻一二一二の一、字星越一二一六の三、一二一六の四、一二四〇の一、一二四一の一、一二四一の八、字前原二四五三の一、二四五三の一六（次の図に示す部分に限る。）、二四五三の一八、小海字北谷一五〇四の一、一五〇八の一、一五〇八の二、一五一二、一五八一の一（次の図に示す部分に限る。）、一五八四の三、字松崎二〇三一の一、二〇三一の三、字別惣二三七二の一・二三七二の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二三七六の二、字柞谷二五二六の一（次の図に示す部分に限る。）、二五三八、白鳥字久詰三二一四、三二二五、字四房三二九七の一から三二九七の三まで、東山字友村八の一、八の四、三七、二〇一、二〇五の一、西山字山下二七の三、二七の八、三豊市財田町財田上字日の浦四三七〇の一、四三七〇の二、字柏子谷七四四七の一、七四四七の三から七四四七の六まで、字三野街道七五八二の九、七五八二の五九、七五八二の六〇、財田町財田中字道手五一二三の五五、五一二五の三、五一二五の四、五一二五の六から五一二五の九まで、五一二五の三四、五一二六の二七七、五一二六の二八七、山本町河内字蜂ヶ谷一八九七の七〇、仁尾町仁尾字仁尾の上庚三〇一の一、庚三一一、庚三一二の二、庚三一六の一、字詫間越庚三三三の一、豊中町下高野字四ッ尾三六七六の一、詫間町香田字上和田内三八の一五、三八の一六、三八の二七、三八の三〇、三八の三四、三八の一四、三八の一五、字楠杭四三、字池之奥八六、八八の一、九五、字高尾原九七の一、九七の二、九八の一、詫間町大浜字西原一一〇の一、一一一の三、字灘乙四四九の四、乙四四九の一〇、乙四四九の一三、乙四四九の一四、乙四四九の一八、乙四四九の二三、乙四四九の二四、乙四四九の二六、乙四四九の二八、乙四四九の三六、字笹谷甲二二七の一、二四一三の一、詫間町詫間字妙現七二四五の一、七二五〇の一、七二五二、七二五三の一、七二五六、七二五七の一、七二五七の二、七二六八、七二六九、七二七〇の一、七二七一から七二七三まで、七二七四の一から七二七四の五まで、七二七六、七二七七の一、七二七七の三、七二七八から七二八〇まで、七二八一の一から七二八一の三まで、七二八一の五から七二八一の七まで、七二八四、七二八五の一、七二八五の二、七二九九の一から七二九九の四まで、七三〇〇の一、七三〇一、七三〇二の一、七三〇三の一、七三〇四、七三〇五の一、七三〇七の一、七三一〇の一、七三一一から七三一五まで、七三一六の一、字城場七三一八、七三一九の一、七三二〇の一、七三二一の一、七三二二の一から七三二三の三まで、七三二四の一、七三二三の一から七三二六まで、七三二九まで、七三三〇の一、七三三〇の二、七三三一から七三三七まで、七三三八の一、七三三八の二、七三三九から七三四四まで、七三四五の一、七三四五の三、七三四八、七三五〇の一、七三五〇の二、七三五一の一、七三五一の二、七三五二の一、七三五三、七三五六の三、七三五八の一、七三五八の二、七三五九、七三六〇、七三六一の一、七三六二、七三六四、七三六六の二、七三六七の一、七三六七の二、七三六八の一、七三六九、七三七〇、七三七一の一、七三七一の二、七三七二、七三七五から七三七八まで、七三七九の一から七三七九の三まで、七三八〇から七三八三まで、七三九〇、七三九一の一、七三九四の一、七三九四の二、七三九五の一、七三九五の二、七三九五の四、七三九六の一、七三九六の二、七三九七、七三九八の一から七三九八の三まで、七三九八の五、七三九九の一、七三九九の二、七四〇〇の一、七四〇〇の二、七四〇一の一、七四〇一の二、七四〇四の一、七四〇四の七、七四〇四の八、七四〇五の一、七四〇五の二、七四〇六の一、七四〇七の一、七四〇八の一、七四〇八の二、七四一〇の一、七四一〇の三、七四一二の三、七四一三の一、字須田七四二七の一から七四二七の四まで、七四二七の五（次の図に示す部分に限る。）、七四二七の七、七四二七の八（次の図に示す部分に限る。）、七四二九の一から七四二九の三まで、七四二九の四（次の図に示す部分に限る。）、七四二九の五、七四四八、七四四九の一（次の図に示す部分に限る。）、七四四九の二、七四五〇の一、七四五〇の六、七四五一（次の図に示す部分に限る。）、七四五四の一、七四五四の二、七四五四の四、七四五四の五、七四五五、七四五六の一、七四五六の二、七四五七、七四六〇の一、七四六一から七四六四六まで、七四七四の一、七四七四の三、七四七五、七四七七、七四七九、七四八〇、七四八一の一から七四八四六